

京都市いじめの防止等取組指針

平成 2 7 年 1 月

京 都 市

目 次

1	はじめに	1
2	いじめについて	2
	（１）いじめの定義	
	（２）いじめの態様	
3	基本理念	4
	（１）いじめの防止等の取組の推進に当たっての基本的な理念	
	（２）個人情報の取扱い	
4	京都市が実施する施策	5
	（１）庁内体制の整備と関係機関との連携等	
	（２）相談体制の整備	
	（３）私立学校等との連携	
5	京都市教育委員会が実施する施策	6
	（１）いじめの未然防止のための取組	
	（２）いじめの早期発見，早期対応の取組	
	（３）再発防止の取組	
	（４）重大事態への対処	
6	学校が実施する施策	7
	（１）学校いじめの防止等基本方針の策定	
	（２）学校いじめの防止等基本方針で定める主な内容	
	（３）校内体制の整備と学校組織としての対応	
	（４）いじめの未然防止のための取組	
	（５）いじめの早期発見のための取組	
	（６）いじめ事案への対処	
	（７）重大事態への対処	
7	保護者の責務，市民・事業者の役割	12
	（１）保護者の責務，市民・事業者の役割	
	（２）いじめ問題の背景としての大人社会の課題への対応	
8	いじめの禁止，子どもの努力	13
	（１）いじめの禁止	
	（２）子どもの努力	

9	インターネット等によるいじめへの対応	14
	(1) インターネット等によるいじめへの対応	
	(2) 関係機関等との連携	
10	京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議の開催 ...	15
	(1) 関係者会議の開催	
	(2) 関係者会議の役割	
11	重大事態に至らないための対処	16
12	重大事態への対処	18
	(1) 重大事態の具体的態様	
	(2) 学校・教育委員会が実施すべき対処	
	(3) 市長の再調査	
	(4) 第三者の参画	
参考資料		23
	(1) いじめ防止対策推進法	
	(2) 京都市いじめの防止等に関する条例	
	(3) 子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都是ぐくみ憲章）	
	(4) 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例	
	(5) 京都市中学校生徒会議宣言等	
	(6) 相談体制一覧（京都市，京都府，京都地方法務局，京都弁護士会ほか）	

この「京都市いじめの防止等取組指針」において使用する用語の意義は、「京都市いじめの防止等に関する条例」の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 学 校 学校教育法第1条に規定する小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）並びに小学校，中学校，高等学校に相当する各種学校をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者，未成年後見人その他の者で，子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例第2条に規定する育ち学ぶ施設（学校教育法に規定する学校，専修学校，各種学校，児童福祉法に規定する障害児通所支援事業等子どもの育成を目的とする事業を行う施設，児童福祉施設）をいう。

京都市いじめの防止等取組指針

1 はじめに

本来、子どもは家庭や地域社会、学校等において学習や様々な体験をするなかで、人間関係を構築し、社会生活を営むうえで必要となる知識や経験等を会得するとともに、人格が形成され自己を確立していく。

しかし、この成長の過程において、いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。最近においても、幾度となく子どもの生命にかかわる大きな教育問題、社会問題となる事案が発生しており、その度に国や地方自治体において、様々な取組が行われてきた。

本市においても、これまでから、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るとの危機意識に立ち、全国に先駆けて全ての市立学校にいじめ対策委員会を設置し、教職員がいじめに関する課題や情報を共有することで、いじめを許さない学校づくりを進めてきた。また、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、児童・生徒の豊かな感性・情操、他人を思いやる心、正義感、人権を尊重する態度を育む教育活動を展開するとともに、児童・生徒自身が主体的にいじめについて考え、いじめをなくす行動力の育成に努めてきたところである。

さらに、本市は、平成19年2月5日、市民共通の行動規範として、「子どもを共に育む京都市民憲章」（以下「憲章」という。）を制定し、家庭や地域社会における大人としての行動規範を定めるとともに、子どもを健やかかつ心豊かに育む社会を構築するための取組を市民ぐるみで展開してきた。

この様に以前からいじめの防止等に取り組まれてきたところであるが、いじめは、時代によってその内容や方法等にも変化があり、この意味において、いじめは古くて新しい、そして今日的な問題であり、その防止等の取組は将来にわたって確実に推進していく必要がある本市の重要な課題である。また、有識者や教育関係者から、いじめの問題の背景には、マスメディア等における他人の弱みを嘲笑したり、あたかも暴力を肯定するかのような行為、悪質な他者への差別行為を許容する社会風潮があるとの指摘もなされている。即ち、いじめの問題への対応は、これからも全社会的観点から検討し対処していくべき重要な国民的課題である。

平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）は、このような大人社会の在り方が子どもに与える影響の大きさを踏まえ、全ての大人がいじめの問題に対峙することを念頭に置いたものである。そして、本市においても、市民参画の下、これまでの施策・取組の上に立って、平成26年9月26日に市会の議決を頂き「京都市いじめの防止等に関する条例」（平成26年10月10日条例第16号。以下「いじめ防止条例」という。）を制定し、憲章を

はじめとした本市のこれまでの施策や取組，法の趣旨を踏まえ，いじめの未然防止及び早期発見，迅速かつ適切な対応，並びにいじめの再発防止（以下「いじめの防止等」という。）の施策を市民総がかりで推進するために必要な事項を定めた。

この「京都市いじめの防止等取組指針」（以下「取組指針」という。）は，いじめ防止条例第9条の規定に基づき，いじめの防止等に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図り，子どもが安心して生活し，学ぶことができる環境を構築するための施策，取組を一層充実させるために策定するものである。

なお，取組指針を策定したとき又は変更したときは，市のホームページ等により公表するものとする。

2 いじめについて

【いじめ防止条例第2条関係】

（1）いじめの定義

いじめは，法及びいじめ防止条例において，次のとおり定義されている。

（いじめ防止対策推進法第2条）

児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（京都市いじめの防止等に関する条例第2条）

児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても，他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）をいう。

法及びいじめ防止条例では上記のように定義されているが，個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめを受けた子どもの立場に立つものとする。また，学校等における実際の対応では，子どもが心身の苦痛を感じていない又は訴えない場合や，放置しておくといじめにつながる恐れがある行為も含めて対処している実態がある。

このような実態や国会における法に対する附帯決議（※）も鑑みて，いじめ防止条例においては，法の定義に加えて「当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても，他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。」とし，法よりも広

くいじめを捉える定義を独自に規定したところである。

もとより、子どもの指導に当たっては、「いじめ」の態様は非常に多様であり、直ちに組織的な対応を要するものから、一過性のけんかやふざけ合い、行き違いからのいさかいなど、子どもたちの日常生活の中で日々生起し、日常の学校教育活動において、常に指導が図られ、その都度解決に導かれるものまで様々な実態であることに十分留意する必要がある。

※ いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（抄）（平成25年6月19日衆議院文部科学委員会及び同年6月20日参議院文教科学委員会）

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

（２）いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、

- ① からかう、悪口やいやなことを言う。
- ② 仲間はずれや無視をする。
- ③ 軽くぶつかる、たたく、ける。
- ④ ひどくぶつかる、たたく、ける。
- ⑤ お金やものをムリに渡すように言う。
- ⑥ お金やものを隠す、盗む、壊す、捨てる。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをする、させる。
- ⑧ パソコンやケータイなどでいやなことをする。

などが挙げられるが、いじめに発展する怖れがある何気ない冷やかしか悪ふざけ、プロレスごっこなど「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある児童生徒間トラブルなど、いじめかどうかの見極めが難しい事案や周りには見えにくいものもある。

また、いじめを受けている子どもがそれを否定する場合や、そもそも「いじめている」という意識、認識が薄い場合があること、さらに、いじめの態様によってはいじめを受ける側と行う側とが入れ替わることがあることを踏まえ、教職員や保護者等は、子ども社会においていじめは起こり得るものという認識に立ち、ささいな兆候であっても危機意識を持って、子どもの表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに対処することが重要である。

また、いじめが解決したと思われる場合でも、学校外など周りから見えないところで続いていた、態様を変えて行われていること、さらにいじめを受けた子どもの心の傷がなかなか癒えないこともあるので、継続して見守り、十分な注意を払うことが

必要である。

なお、取組指針において、いじめの防止等をはじめ子どもの健やかかつ心豊かな育みについて述べているが、これらの取組については、子どもの発達段階や発達特性を十分に踏まえて実施することが重要である。いじめ防止条例では、第5条において「本市の責務」としてこのことを規定しているところであり、各校においても保護者等の協力を得て、平素から子どもの人間関係や生活環境等を注視することが重要になってくる。

3 基本理念

【いじめ防止条例第3条関係】

（１）いじめの防止等の取組の推進に当たっての基本的な理念

いじめの防止等の取組の推進に当たっては、子どもの育成に携わる全ての者が「２いじめについて」で述べたことに十分留意し、次に掲げる事項を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。また、昨今の子どもは、他者間の人間関係の構築について苦慮している状況が多く見られる。少子化や核家族化もその理由として考えられるが、そのような環境の中で成長していることも看過できない事実として、認識し、対応する必要がある。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

（２）個人情報の取扱い

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

4 京都市が実施する施策

【いじめ防止条例第5条, 第11条関係】

(1) 庁内体制の整備と関係機関との連携等

いじめの防止等の取組を京都市総体として推進するため、庁内体制を整備するとともに、財政上の措置をはじめ必要な措置を講ずるものとする。

また、本市が設置する育ち学ぶ施設におけるいじめの防止等について、職員の資質の向上を図るための研修の実施及びその充実、臨床心理士等の専門的知識を有する者の確保や配置、その他の必要な措置を講じるものとする。

さらに、「京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」を開催し、いじめの防止等に関係する団体間の情報を共有し取組の実効性を図るとともに、平素から京都府（教育委員会、警察本部を含む。）や京都地方法務局、京都弁護士会、私立学校等の関係機関との連携を図り、いじめの防止等の取組や個別の事案の対応が協働して適切に行われる体制を整える。

（→後述「10 京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議の開催」参照）

(2) 相談体制の整備

子ども、保護者及び市民からのいじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を整えけるとともに、相談体制の情報をホームページや広報紙等により周知する。また、同様の相談窓口を設置している京都府はじめ各機関、団体等とも連携し、必要な情報の共有を図っていく。

（→「参考資料（6）相談体制一覧」参照）

(3) 私立学校等との連携

本市は政令指定都市であるため、京都府教育委員会や学校法人等が設置する学校の教育活動等に対して、またスポーツクラブなど民間団体等が運営する施設等の設置、運営等に対して、指導を行ったり是正を求めるなどの法的な権限は持たないが、保護者、市民が、どのような場所であれ、自身の子どものいじめの当事者になることを望んでいないことを鑑みる必要もある。

よって、いじめの防止等の取組を総合的かつ効果的に推進するため、また複数の学校等に関わる事案や学校外における事案についても適切な対応を図るため、「京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」や京都府が設置する同様の会議等を通して、また日常的な協議の場や機会等を活用することにより、本市が設置する学校以外の学校や教育機関等育ちと学びの施設（就学前の子どもの教育等に係るものを含む。）さらに民間団体等が運営する施設の設置者との適切な情報提供・情報交換や全市的な取組の推進への協力依頼など必要な連携等に努める。

5 京都市教育委員会が実施する施策【いじめ防止条例第5条，第11条関係】

（１）いじめの未然防止のための取組

① 教職員の資質向上

本市では，これまでから生徒指導に関する研修会や教員向けの指導資料の作成を行ってきたところであるが，本市立学校（以下「市立学校」という。）におけるいじめの防止等の取組が，専門的知識に基づき適切に行われるよう，研修会を充実するなど教職員のいじめの問題に対する認識の深化とともに，いじめの未然防止や早期発見，早期対応に資する能力の向上を図る。

② スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの計画的配置と活用

心理相談に関して高度に専門的な知識，経験を有する臨床心理士有資格者であるスクールカウンセラー及び教育分野と社会福祉等の専門的知識，技術を有するスクールソーシャルワーカーを計画的に配置し，子どもや保護者からの相談を受ける体制を整備するとともに，市立学校におけるいじめの防止等の取組や具体的支援などについて教職員への指導助言を行うなど，その活用を促進する。

③ 「非行防止教室」の実施

問題行動やいじめの改善を目指し，京都府警察との連携の下，全ての市立小学校，中学校，高等学校において実施している「非行防止教室」の内容の充実や実施学年の拡充等を図る。

④ 保護者・市民等との連携

いじめが子どもの心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性について，ホームページや広報紙等を活用して，保護者や市民，関係団体等に周知するとともに，いじめの防止等の取組について保護者や市民，関係団体等の協力を求め，社会総がかりでいじめの防止等に取り組む土壌を創出する。

（２）いじめの早期発見，早期対応の取組

市立学校が把握し対応する事案について教育委員会が情報を共有するとともに，指導主事等を派遣するなど必要な支援を行っていく。また，複数の学校が関わる事案については，当該学校が連携して対処するよう必要な指導助言及び支援を行う。

さらに，事案の内容によっては，教育委員会が弁護士や臨床心理士等の専門職から助言を得て市立学校への指導助言を行うとともに，警察，福祉事務所，児童相談所等の関係機関に連絡し，ケース会議を開催するなどの連携を図っていく。

（３）再発防止の取組

いじめに関する指導又は配慮が必要な子どもの進学や転学に際し，学校間において必要な情報が確実かつ適切に引き継がれ，共有されるよう措置する。また，事案の内

容や経過、人間関係によっては、複数の学校間の情報共有を適切に行うことが重要である。とりわけ小・中学校においては、小学校の人間関係が中学校においても継続されることから、小中連携の観点からの情報共有等の措置や共同した取組を行う必要がある。

さらに、事案を一般化したものを研修材料とし、関係者がその経過や対応等についての情報を共有し教訓化する取組を進める。

(4) 重大事態への対処

(→後述「12 重大事態への対処」参照)

6 学校が実施する施策 【いじめ防止条例第10条、第11条関係】

市立学校においては、これまでから「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、人間形成の理想を求めて、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育改革を推進し、児童生徒（市立学校に在籍する児童生徒をいう。以下同じ）に「生きる力」を身に付けさせるために、個と集団、社会との関わりを重視した教育活動を展開してきたところである。

また、生徒指導にあつては、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」の実践に取り組んできたところであるが、この度の法及びいじめ防止条例の制定を受け、これまでの取組等を改めて検証するとともに、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応の徹底を図る。

(1) 学校いじめの防止等基本方針の策定【いじめ防止条例第10条関係】

市立学校は、法第13条の規定に基づき、各校の実情等に応じ、各学校に係るいじめの防止等のための取組に関する基本的な方針（以下「学校いじめの防止等基本方針」という。）を策定することとする。策定にあたっては、学校運営協議会やPTA、地域団体からの意見等を反映するよう努めるものとする。

また、定期的にいじめの防止等の取組や学校いじめの防止等基本方針の検証等を行い、必要な変更を行うこととする。この場合、全校に設置している組織である「いじめ対策委員会」等のいじめに関する組織（以下「いじめ対策委員会」という。）での協議や学校評価の結果、学校運営協議会の会議等での保護者、地域住民等の意見を考慮するものとする。

なお、学校いじめの防止等基本方針を策定したとき又は変更したときは、学校のホームページや学校だより等により遅滞なく公表し、保護者や地域住民等の理解と協力を得るように努めるものとする。

(2) 学校いじめの防止等基本方針で定める主な内容 【いじめ防止条例第10条関係】

学校いじめの防止等基本方針で定める内容としては、次のものが考えられる。

- ① 学校いじめ基本方針の目的，基本的な考え方
- ② 学校におけるいじめの防止等の取組
 - ・ いじめ対策委員会の設置（構成，開催時期，取り組む内容等）
 - ・ 教職員の資質向上（研修の時期，内容等）
- ③ 基本的施策
 - ア 学校におけるいじめの未然防止のための取組
 - ・ 授業改善
 - ・ 人権教育，道徳教育
 - ・ 体験活動
 - ・ 集団づくり，学級づくり
 - ・ 児童生徒が主体的に行う活動
 - ・ 児童生徒への働きかけ
 - ・ 保護者への情報発信，啓発
 - イ いじめの早期発見のための取組
 - ・ 情報の集約と共有
 - ・ 児童生徒に対する定期的な調査（アンケートの実施，教育相談の実施等）
- ④ いじめが起こったときの措置
 - ・ 基本的な考え方
 - ・ いじめやその疑いが判明したときの校内での情報伝達及び対応
 - ・ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応
- ⑤ 重大事態への対処
 - ・ 基本的な考え方
 - ・ 重大事態が発生したときの対応
- ⑥ 保護者・地域，関係機関との連携
- ⑦ 年間計画

(3) 校内体制の整備と学校組織としての対応

本市においては，いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために，全校に常設のいじめ対策委員会を設置しているところであるが，この組織を法第22条に規定する校内組織と位置付ける。

いじめ対策委員会は，各校におけるいじめの防止等の中核となる組織として，スクールカウンセラー等の心理，福祉に関する専門的な知識を有する者の参画を図るなど，その機能を高めるとともに，的確にいじめやその疑いに関する情報が共有でき，共有された情報を基に組織的に対応できる体制とすることが重要である。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず当該組織に報告・相談するなど複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図らなければならない。

また、いじめ対策委員会において、各校の学校基本方針の策定や検証、各校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかの確認、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証など、各校のいじめの防止等の取組をPDCAサイクルで分析することが大切である。

(4) いじめの未然防止のための取組

① 道徳教育や体験活動の充実など児童生徒の規範意識の醸成

全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させ、豊かな心の育成を図るため、教育活動全体を通じて、次のような取組を推進する。

ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むための道徳教育

イ 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組

ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動

エ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育むため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動

② 児童生徒の主体的な取組の充実

児童生徒は、自分たち自身がいじめの問題の解決の当事者であるとの自覚を持ち、主体的に取組を行うことが重要である。

本市においては、各校の児童会、生徒会を中心とする取組を一層充実、活性化することを目的として、平成18年度に「いじめに立ち向かう生徒会議」を実施するとともに、中学校の支部単位でも定期的な協議をはじめ様々な取組を行ってきた経過がある。

これらの経過にたつて、平成23年度から全市の中学校生徒会議や中学校生徒会サミットを実施し、中学生相互や中学生と大人との協議を重ねるなかで、いじめの問題についても協議するとともに、そこでの議論を各校での実践につなげているところであり、これらの取組の他校種への拡大も図る。

さらに、地域においても、PTAや地域生徒指導連絡協議会、少年補導委員会

等の関係団体が子どもの健全育成に向けた様々な活動を実施されているところであり、児童生徒にそれらへの参画を促し、児童生徒が地域住民の方とともに取組むことも大きな意義がある。

このような取組を通して、児童生徒自身がいじめの問題を自らの問題として考え、その解決の当事者として実践する機会を設けていくとともに、各校や全市的な取組の充実を図ることが重要である。

③ 学校運営協議会や保護者、地域との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校運営協議会やPTA、地域生徒指導連絡協議会、少年補導委員会など地域の関係団体に積極的に情報を提供するなど連携を促進し、学校と地域社会、家庭が協働する体制の充実を図る。

(5) いじめの早期発見のための取組

① 日常的な取組

日常の児童生徒の観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換等あらゆる機会を捉えて児童生徒のささいな変化に気づき、実態把握に努める。また、いじめを受けた児童生徒が、教職員をはじめ、家族や友人その他知人又は関係機関に相談できる環境を整える。

さらに、それらにより学校が知り得た情報は、教職員個人に留めることなく組織として共有するとともに、情報を分析し、必要な対応を速やかに行う。

なお、児童生徒によっては、いじめを受けたことを相談することによって、さらにいじめがエスカレートする恐れがあるのではないかと、親に心配をかけたくない、自分が弱い人間だと思われるのではないかと、などの懸念や不安を持っていることも留意し、児童生徒の様子を注視するとともに、児童生徒が心配なく相談できるような環境を整えることや、相談された内容に的確に対応し、児童生徒が学校や教職員に対して安心感と信頼感を持てるよう配慮することが必要である。

② 定期的な実態把握のためのクラスマネジメントシートの実施と活用

クラスマネジメントシート(※)を定期的に実施し、学級や児童生徒の状況を把握することは、いじめの防止等の取組を進めていくうえでも有意義である。また、いじめに特化したアンケートや聴き取り調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。

なお、定期的なアンケートの実施等は、児童生徒がいじめを行う自制につながることも期待できる。

※ クラスマネジメントシート

本市が独自に開発した学級経営支援ツールで、学級担任等がアンケート調査を用いた客観的な情報を得ることにより、学級の実態や子どもの状況を適切に把握し、対応策を導くことを目的としている。

③ 保護者との情報の共有

家庭訪問や三者懇談等の場を活用し、保護者から家庭での児童生徒の様子を聴き取るとともに、学校での様子を伝え、保護者、家庭と学校が情報を共有し、共同して児童生徒の育成に対処する基盤を作る。

(6) いじめ事案への対処

① いじめを受けた児童生徒の保護等

いじめを受けた児童生徒に対しては、「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示し、その保護を第一に考えるとともに、事実関係の確認を行う中などにおいて、いじめを受けた側には責任がないことを伝え、自尊感情を高めるように努める。また、保護者にも状況や経過等を説明し、必要な連携を求めるとともに、児童生徒や保護者の不安をできる限り取り除くように取り組む。

なお、いじめを訴えた児童生徒が、その以前にはいじめを行った側であることも見られることもあり、一場面だけではなく、その経過、背景等も踏まえた対応が必要である。

② いじめを行った児童生徒、保護者等への指導等

いじめの通報、相談があった場合、まず何よりも何があったのかについての事実確認を行う必要がある。それについては、該当する児童生徒はもとより周囲の児童生徒からも聴き取りを行うことや、さらに広範囲の児童生徒にアンケートを行うなどの方法が考えられる。また、いじめの事実を確認した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的に対応することも重要である。

確認できた事実を基に、いじめを行った児童生徒及びその保護者へ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導等を行うとともに、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う必要がある。この際、児童生徒の発達段階や発達特性等も踏まえて、いじめを行った背景についても十分に考慮する必要がある。

なお、いじめを行った児童生徒への指導の際、異質なものを排除して集団の結びつきを強めようとする「排除の論理」を持ち出し、いじめを受けた児童生徒の側にいじめの原因となる何らかの状況等があるとして、いじめを行った児童生徒が自らの言動に理由や正当性があるかのように述べることもあるが、いかなる主観的な理由があろうともいじめを行ってよいことにはならないことを明確に押さえて指導する必要がある。

また、児童生徒が遊び感覚でいたり、何気ない冷やかしか悪ふざけであったりするなど「いじめている」という認識を持っていない場合もある。この場合、当該児童生徒の言動によって他者がどのような受け止めをするか、どのような思い

をするかについて丁寧に説明するなどの対応が必要となってくる。特に、自身の言動が他者にどのように受け止められるかなどの認知に関する発達特性に留意が必要な児童生徒の場合は、その特性も踏まえた対応が求められる。このような情報も平素の会議等や研修等において共有しておくことが重要である。

ただし、客観的な見え方と当事者の思いに差異がある場合、双方の価値観が異なることを前提として対応し、一方の思いの押し付けとならないことにも留意する必要がある。

③ 周囲の児童生徒への指導等

いじめに直接に関わっていないが、いじめがあることを認識しているにもかかわらず、それを傍観し注意しないことや放置することも、いじめを助長する一要因であることを説明し、集団としていじめの解決に取り組むことの重要性を指導する。

④ 教育委員会への報告、警察との連携

本市においては、いじめの状況についての定期的な報告を市立学校に求めているが、いじめの内容等によっては、教育委員会に速やかに報告し、必要な指示等を受けることとしている。

また、いじめの中には、犯罪行為として捉えるべき事案や児童生徒の生命、身体に危機が及ぶなど一刻の猶予もない事案もある。これらについては、教育委員会に速やかに報告、連携し、被害を受けた児童生徒の意向も十分に配慮のうえ、所轄の警察署とも十分に連携し対応する。

緊急性が高くないと思われる事案についても、その内容によっては警察との連携が有効な場合もあり、必要に応じてスクールサポーターの派遣を依頼するなど所轄の警察署との情報の共有や連携を図る。

(7) 重大事態への対応

(→後述「12 重大事態への対応」参照)

7 保護者の責務、市民・事業者の役割【いじめ防止条例第6条、第7条関係】

(1) 保護者の責務、市民・事業者の役割

いじめの防止等にあたっては保護者の責務や市民、事業者の役割も大きい。とりわけ、子どもからいじめの相談を受けた大人が子どもの努力を丁寧に受け止め対応することは、個々のいじめ事案を解決するうえはもとより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる社会の構築にとっても重要である。

また京都は、「まちづくりは人づくりから」と明治2年に日本で初めて町衆が資金

を出し合い誰でも入学できる地域制小学校（番組小学校）を設立した歴史と、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた人づくりの伝統を持つまちである。この歴史と伝統のうえに立って、保護者、市民・事業者は次の事項に取り組むものとする。

- ① 保護者は、子どもの養育に果たす家庭の役割が大きいことを認識し、保護する子どもがいじめを行わないよう、社会の一員として確かな規範意識を育み、健やかかつ心豊かに育むよう努めるものとする。
- ② 保護者は、保護する子どもがいじめを受けた場合には、学校その他の関係機関と連携を図り、適切にいじめから保護するものとする。
- ③ 市民、事業者は、いじめの問題に対する関心と理解を深めるとともに、学校、教育委員会その他の関係機関の講じるいじめの防止等のための対策に積極的に協力するものとする。
- ④ 市民、事業者は、地域社会において子どもが健やかかつ心豊かに育まれる環境の整備に努め、地域の子どもは地域で育む取組を進めるものとする。

（２）いじめ問題の背景としての大人社会の課題への対応

子ども社会における課題は大人社会の反映という側面もある。本市では、憲章において、大人が子どもの模範となるよう、家庭や地域社会における行動規範を定めており、大人の社会においても、いじめやそれに類する行動等を行ってはならないことを求めていることを改めて確認する必要がある。

また、子どものいじめの問題の背景には、昨今のマスメディアやインターネット等において、他人の失敗や弱みを嘲笑したり、あたかも暴力を肯定するような行為、悪質な他者への差別行為を許容するようなことが見られる社会風潮があるとの指摘もなされている。さらに、家庭内で虐待を受けたりドメスティックバイオレンス（DV）を経験するなどの生育環境にある子どもがいじめを行うことも少なくなく、言わば、いじめを行う子どももまた社会的な被害者であるとも言えるケースもあることから、いじめの問題への対応は、決して学校や家庭等に限られたものではなく、まさに全社会的観点から検討し対処していく必要がある問題である。

8 いじめの禁止、子どもの努力 【いじめ防止条例第４条、第８条関係】

（１）いじめの禁止

いじめの問題の解決に当たっては、何よりも子ども自身が何故いじめを行うことがいけないのかを正しく理解したうえで、自分だけではなく周りの子どもも含めて、いじめを行わないようにするとともに、主体的にいじめの防止等の取組を考え、実践す

ることが重要である。

このような観点から、法においてもいじめ防止条例においても、子どもは、いじめが決して許されない人権侵害であることを理解し、いかなる場合においても、他者に対していじめを行ってはならないことを規定している（法第4条、いじめ防止条例第4条）。

（２）子どもの努力

子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、学校において児童会、生徒会等を通じた取組を教職員とともに行うこと、地域社会における取組において保護者等と連携して関わること、また、場合によっては、これらについて子ども同士が協力して主体的、積極的に取り組むことが望まれる。

さらに、自身がいじめを受けた時はもとより、他者に対するいじめが行われていることを知った場合や、他者からいじめの相談を受けた場合においても、家族や学校の教職員、知人や友人、関係機関等に相談するよう努めるものとする。

なお、相談することによって、かえっていじめがエスカレートするのではないか、親に心配をかけたくない、自分が弱い人間だと思われるのではないか、などの懸念や不安を持つ子どももいる。このようなことを踏まえ、平素から、いじめの根本的な解決のためには、一人で悩まず、自身の気持ちを周りに伝えることが大事であることを指導するとともに、学校において相談しやすい環境を整えることが必要である。また、教職員等に相談しにくい場合には、本市が開設している電話相談やメール相談を活用することやスクールカウンセラーへの相談もできること、学校において実施される無記名式のアンケート調査を利用することなどを周知する。

９ インターネット等によるいじめへの対応

（１）インターネット等によるいじめへの対応

昨今の状況として、インターネットやソーシャルメディアに関わる子どもの問題行動が増加傾向にあるが、いじめについてもインターネット等を通じて行われるものが目立ってきており、憂慮すべき状況である。インターネット等は、以前には想像し得なかったコミュニケーションツールであり、また、新しい機能を持つ機種やシステム、アプリケーションソフトが次々と出される現状がある。それらの機能等の持つ特殊性（発信された情報の高度の流通性、情報発信者の匿名性、一部のものだけしか参加できない閉鎖性等）や危険性が、実際に会って話をするコミュニケーションの量的な不足や、自分の思いをうまく伝えられないコミュニケーションの質的な弱まりという言わば負の産物として顕在化している。そして、その結果として、人間関係の構築がう

まくいかず、いじめにもつながっていくものと考える。

このため、子どもに情報モラルを身に付けさせる指導を行うことが重要である。現行の学習指導要領では、全ての教科領域において、情報モラルの視点を持った学習活動を行うこととされているが、これに加えて、本市においては、京都府警察と連携して実施している非行防止教室において携帯電話やインターネット等の危険性等を指導するとともに、携帯電話事業者と連携して「ケータイ教室」を実施し、携帯電話の適切な使用について指導しているところである。さらに、インターネット機能のついたゲーム機を企業から借用した教員研修も実施しており、様々な取組を行う中で、教職員自身が新たな情報等を得るとともに、子どもの情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

(2) 関係機関等との連携

本市においては、上記(1)の取組に加え、専門業者に委託しインターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールを行い、不適切な書き込み等については学校を通じて削除するよう指導するなどの取組を行ってきている。

しかし、クローズの環境にあるシステム内の書き込み等のパトロールには限界があり、このことを鑑みても、先に述べた子ども自身の当事者意識が重要となってくる。本市では、京都府警察やPTA、地域生徒指導連合会等の市民団体、さらにインターネット関連企業にも参画いただいている京都市「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」を平成19年度に設置し、子どもの携帯電話利用のあり方やフィルタリング機能をはじめとする対応策について検討しているところであるが、スマートフォンの急速な普及に伴う利用形態の変化等を踏まえ、インターネット等の利用のルールやマナーについての情報提供や啓発をさらに進めるとともに、家庭における使用に関するルールづくりについても協力を求めていく。

10 京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議の開催

【いじめ防止条例第12条、第13条関係】

(1) 関係者会議の開催

本市においては、法第14条に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、学識経験者及び保護者・市民団体、京都府警察、京都地方法務局、京都市立学校・幼稚園、京都市域に設置されている私立学校、京都市その他適当と認める団体等の代表を委員とする「京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」（以下この項において「関係者会議」という。）を開催するものとする。関係者会議の開催に当たり、教育委員会は、本市としての事務局の役割を担うものとする。

（２）関係者会議の役割

これまでから本市においては、規範意識の醸成が、子どものいじめ、問題行動等への未然防止等とはもとより、学習規律の維持や社会生活を営むうえでも重要であるとの認識の下、平成２２年度に京都市ＰＴＡ連絡協議会、人づくり２１世紀委員会などの関係団体等により構成される「子どもの規範意識を育むプロジェクトチーム」を開催し、多面的な協議を行うとともに、その協議を踏まえて具体的な取組を展開してきた経過がある。

その経過も踏まえ、関係者会議においても、いじめの問題に関する情報の共有はもとより、子どもたちが確かな規範意識を持ち、健やかかつ心豊かに成長することについて幅広く協議を行うものとする。

また、その協議の中で、本市のいじめの防止等の対策のための施策や具体的な取組及び取組指針の検証についても行うこととし、いじめの防止等に対する施策等の充実を図るものとする。

１１ 重大事態に至らないための対処

これまで述べてきたとおり、いじめは、子どもの成長の過程において、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、本市においては、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るとの危機意識に立ち、様々な取組を市民ぐるみで行ってきているところであるが、市立学校、教育委員会がいじめ事案を認知した場合には、後述する重大事態に発展することのないよう、早期にかつ適切に問題の解決を図ることが何よりも大切である。

いじめ事案の対処にあつては、このことを強く認識し、個々の事案の内容や経過、人間関係等の事実関係を的確に把握し、関係者が十分に情報を共有したうえで、子どもにしっかりと寄り添いつつ継続的な取組を進め、必要に応じて関係機関、関係団体等との連携を図り、組織的に対応するとともに、再発防止にも取り組む必要がある。

【参照項の要旨再掲】

５ 京都市教育委員会が実施する施策

（２）いじめの早期発見、早期対応の取組

市立学校が把握し対応する事案について教育委員会が情報を共有するとともに、必要な支援を行っていく。また、複数の学校が関わる事案については、当該学校が連携して対処するよう必要な指導助言及び支援を行う。さらに、事案の内容によっては、教育委員会が弁護士等の専門職から助言を得て市立学校への指導助言を行うとともに、警察等の関係機関に連絡し、ケース会議を開催するなどの連携を図っていく。

(3) 再発防止の取組

いじめに関する指導又は配慮が必要な子どもの進学や転学に際し、学校間において必要な情報が確実かつ適切に引き継がれ、共有されるよう措置する。また、事案の内容等によっては、複数の学校間の情報共有を適切に行うことが重要である。とりわけ小・中学校においては、小学校の人間関係が中学校においても継続されることから、小中連携の観点からの情報共有等の措置や共同した取組を行う必要がある。さらに、事案を一般化したものを研修材料とし、関係者がその経過や対応等についての情報を共有し教訓化する取組を進める。

6 学校が実施する施策

(6) いじめ事案への対処

① いじめを受けた児童生徒の保護等

いじめを受けた児童生徒に対しては、「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示し、その保護を第一に考えるとともに、事実関係の確認を行う中などにおいて、いじめを受けた側には責任がないことを伝え、自尊感情を高めるように努める。また、保護者にも状況や経過等を説明し、必要な連携を求めるとともに、児童生徒や保護者の不安をできる限り取り除くように取り組む。

なお、いじめを訴えた児童生徒が、その以前にはいじめを行った側であることも見られることもあり、一場面だけではなく、その経過、背景等も踏まえた対応が必要である。

② いじめを行った児童生徒、保護者等への指導等

いじめの通報、相談があった場合、まず事実確認を行う必要があり、該当児童生徒はもとより周囲の児童生徒からの聴き取りや、さらに広範囲の児童生徒にアンケートを行うなどの方法が考えられる。また、いじめの事実を確認した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的に対応することも重要である。確認できた事実を基に、いじめを行った児童生徒及びその保護者へ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導等を行うとともに、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う必要がある。この際、児童生徒の発達段階や発達特性等も踏まえて、いじめを行った背景についても十分に考慮する必要がある。

なお、いじめを行った児童生徒への指導の際、いじめを受けた児童生徒の側にいじめの原因となる状況等があるとして、いじめを行った児童生徒が自らの言動に理由や正当性があるかのように述べることがあるが、いかなる主観的な理由があろうともいじめを行ってよいことにはならないことを明確に押さえて指導する必要がある。また、児童生徒が遊び感覚や何気ない冷やかし、悪ふざけであったりするなど「いじめている」という認識を持っていない場合、当該児童生徒の

言動によって他者がどのような受け止め、どのような思いをするかについて丁寧に説明するなどの対応が必要である。特に、自身の言動の認知に関する発達特性に留意が必要な児童生徒の場合は、その特性も踏まえた対処が求められ、このような情報も平素の会議等において共有しておくことが重要である。

ただし、客観的な見え方と当事者の思いに差異がある場合、双方の価値観が異なることを前提として対応し、一方の思いの押付けとならないことにも留意する必要がある。

③ 周囲の児童生徒への指導等

いじめに直接に関わっていないが、いじめがあることを認識しているにもかかわらず、それを傍観し注意しないことや放置することも、いじめを助長する一要因であることを説明し、集団として取り組むことの重要性を指導する。

④ 教育委員会への報告、警察との連携

いじめの内容等によっては、教育委員会に速やかに報告し、必要な指示等を受けることとしている。また、犯罪行為として捉えるべき事案や児童生徒の生命、身体に危機が及ぶなど一刻の猶予もない事案については、教育委員会に速やかに報告、連携し、被害を受けた児童生徒の意向も十分に配慮のうえ、所轄の警察署とも十分に連携し対処する。緊急性が高くないと思われる事案についても、警察との連携が有効な場合もあり、必要に応じてスクールサポーターの派遣を依頼するなど所轄の警察署との情報の共有や連携を図る。

1 2 重大事態への対処

【いじめ防止条例第14条～第23条関係】

いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応のための取組を行い、重大事態に至ることのないよう全力を尽くすことが求められるが、万一、重大事態が発生した場合には、次のとおり対処するとともに、その再発の防止等のため必要な措置を行うこととする。

(1) 重大事態の具体的態様

重大事態は、法において、次のとおり定義されている。

(いじめ防止対策推進法第28条(抄))

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・ 身体に重大な傷害を負った場合

- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

また、二における「相当な期間」とは、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」において、30日を目安とする旨が述べられているが、日数にかかわらず、児童生徒の状況により必要な対応に着手することが必要である。

（２）学校・教育委員会が実施すべき対応

① 市立学校の対応

法第28条第1項に基づき、市立学校は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態に迅速に対応する。また、教育委員会と十分に連携を図るとともに、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向を十分に踏まえ、いじめ対策委員会を調査主体として、児童生徒への聴取や質問票その他の適切な方法により、当該事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

なお、重大事態となり得る可能性のある事案についても、把握した時点で、速やかに教育委員会へ報告をすることとする。

② 「いじめ問題調査委員会」の設置

いじめ防止条例第14条第1項により、法第28条第1項に規定する学校の設置者による調査は教育委員会が行うものとした。教育委員会は、必要があると認め調査を行う場合は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める第三者を委員とする「京都市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置することとする。

調査委員会の運営に当たっては、必要に応じて、特別の事項の調査や審議を行う特別委員や専門の事項の調査を行う調査委員の委嘱及び特定の事項について調査、審議する部会の設置ができるものとする。

なお、委員（特別委員、調査委員を含む。）には地方公務員法上の守秘義務が課される。

③ 調査内容等

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ又はいつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、どのように展開、拡大していったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、主観的な印象や判断等を持ち込まず、客観的な事実を積み上げていくように努めることが重要である。

④ 情報等の提供

市立学校又は教育委員会は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その

他の必要な情報を適切に提供するものとする。

⑤ 教育委員会の市立学校への指導，支援

市立学校が調査を行う場合においては，教育委員会は，調査の方法等や情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

⑥ 市長への報告

教育委員会は，重大事態が発生したこと及び事実関係を明確にするための調査の結果を遅滞なく市長に報告する。

（３）市長の再調査

① 「再調査委員会」の設置

市長は，法第３１条第２項により，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のためなど必要があると認める場合は，教育委員会から報告のあった調査結果について再調査を行うことができる。この場合，調査を行うための学識経験者その他市長が適当と認める第三者を委員とするいじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置することができる。

再調査委員会の運営に当たっては，必要に応じて，特別の事項の調査や審議を行う特別委員や専門の事項の調査を行う調査委員の委嘱及び特定の事項について調査，審議する部会の設置ができるものとする。

なお，委員（特別委員，調査委員を含む。）には地方公務員法上の守秘義務が課される。

② 情報等の提供

市長は，再調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

③ 議会への報告と再発の防止

市長は調査結果等を議会に報告するとともに，調査結果に基づき，教育委員会とともに，また必要に応じて関係機関等とも連携し，重大事態の発生の防止等のため，必要な措置を行うこととする。

（４）第三者の参画

教育委員会又は市長による調査を行うときは，適切にいじめの問題に対処する観点から，専門的な知識及び経験を有する者であって，当該調査の対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者を委員に委嘱することにより，当該調査の公平性・中立性を確保するものとする。

参考資料

1	いじめ防止対策推進法	23
	(平成25年6月28日法律第71号)	
2	京都市いじめの防止等に関する条例	32
	(平成26年10月10日条例第16号)	
3	子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）	39
	(平成19年2月5日京都市告示第355号)	
4	子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例	40
	(平成23年3月23日条例第72号)	
5	京都市中学校生徒会議宣言等	46
6	相談体制一覧（京都市，京都府，京都地方法務局，京都弁護士会ほか）	50

いじめ防止対策推進法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 いじめ防止基本方針等(第十一条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十一条)

第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二条—第二十七条)

第五章 重大事態への対処(第二十八条—第三十三条)

第六章 雑則(第三十四条・第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護するこ

とが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる

ものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三

十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための

措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の

規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。))が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。))が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。))に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又

は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

京都市いじめの防止等に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 いじめの防止等のための取組を推進するための基本的施策（第9条～第11条）

第3章 子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議（第12条・第13条）

第4章 重大事態への対処（第14条・第15条）

第5章 いじめ問題調査委員会（第16条～第21条）

第6章 いじめ問題再調査委員会（第22条・第23条）

第7章 雑則（第24条）

附則

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

これまでも、本市は、市民との連携協力の下、子ども自らが主体的にいじめについて考え、行動することができるようにするため、他人を思いやり、正義を重んじ、人権を尊重する精神を養う教育活動を行ってきた。しかしながら、いじめは、いつでもいかなる子どもにも発生し得るものであるため、将来にわたっていじめの防止等のための取組を確実に推進していく必要がある。

このような認識の下に、本市は、子どもを共に育む京都市民憲章（平成19年2月5日京都市告示第355号）にのっとり、いじめの防止等のための取組を推進することにより、いじめを許さない心を育むとともに、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応並びにいじめの再発の防止（以下「いじめの防止等」という。）のための取組の推進に関し基本となる事項を定めることにより、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）と相まって、いじめの防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進することを目的と

する。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、子どもに対して、当該子どもが在学する学校（法第2条第2項に規定する学校並びに小学校、中学校及び高等学校に相当する各種学校をいう。以下同じ。）に在学している等、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための取組の推進は、法第3条に定めるもののほか、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 子どもの規範意識が養われるとともに、子どもがいじめの防止等のための取組の当事者としての自覚を持ち、いじめの防止等のために主体的かつ積極的に行動することができるように育まれること。
- (2) いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心情を尊重した対応及びいじめを行った子どもがいじめを行うこととなった背景を踏まえた対応が迅速かつ的確に行われること。
- (3) いじめを受けた子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。）のほか、いじめを行った子どもの保護者に対しても必要な支援が行われること。

(いじめの禁止)

第4条 子どもは、いかなる場合においても、いじめを行ってはならない。

(本市の責務)

第5条 本市は、子どもを共に育む京都市民憲章（以下「憲章」という。）及び基本理念にのっとり、子どもの発達段階及び特性に応じたいじめの防止等のための取組を推進しなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、法第9条第1項から第3項までに規定する責務を有するほか、憲章及

び基本理念にのっとり、その監護する子どもがいじめを行うことのないよう、その子どもを健やかかつ心豊かに育むよう努めなければならない。

(市民及び事業者の役割)

第7条 市民及び事業者は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 地域社会において子どもを健やかかつ心豊かに育むための環境を整備すること。
- (2) いじめの問題に対する関心と理解を深めるとともに、本市又は他の市民若しくは事業者が行ういじめの防止等のための取組に積極的に協力すること。

(子どもの努力)

第8条 子どもは、いじめの防止等のための取組の当事者として、その家族、学校の教職員その他の関係者とともに、又は子ども同士が協力してその取組を実践するよう努めるものとする。

- 2 子どもは、いじめが行われていることを認識したとき、又はいじめの相談を受けたときは、その家族、学校の教職員その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

第2章 いじめの防止等のための取組を推進するための基本的施策

(いじめの防止等取組指針)

第9条 本市は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための取組に関する指針(以下「いじめの防止等取組指針」という。)を定めるものとする。

- 2 いじめの防止等取組指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための具体的な取組に関する事項
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態(市立学校(本市が設置する学校をいう。以下同じ。)に在学する子どもに係るものに限る。以下「重大事態」という。)が発生した際の対処に関する具体的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための取組に関し必要な事項

- 3 本市は、定期的にいじめの防止等取組指針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

- 4 本市は、いじめの防止等取組指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(学校いじめの防止等基本方針)

第10条 市立学校は、法第13条の規定に基づき、当該市立学校の実情に応じ、当該市

立学校に係るいじめの防止等のための取組に関する基本的な方針（以下「学校いじめの防止等基本方針」という。）を定めなければならない。

2 学校いじめの防止等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市立学校に係るいじめの防止等のための具体的な取組に関する事項
- (2) 法第22条の規定に基づき置かれるいじめの防止等のための取組のための組織に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市立学校に係るいじめの防止等のための取組に関し必要な事項

3 市立学校は、定期的に学校いじめの防止等基本方針の見直しを行い、必要な変更を加えなければならない。この場合において、当該市立学校に係る学校評価（学校教育法第42条（同法第49条、第62条及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する評価をいう。）の結果を考慮するとともに、学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会をいう。）の会議の開催その他の適切な方法により、保護者、地域住民その他の関係者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

4 市立学校は、学校いじめの防止等基本方針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表し、保護者、地域住民その他の関係者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

（本市の施策）

第11条 本市は、法第3章及び第4章に定めるもののほか、次に掲げるいじめの防止等のための施策を推進しなければならない。

- (1) 子どもがいじめの防止等のための方法について考え、実践する取組の実施
- (2) 保護者が行う家庭教育の支援
- (3) 子ども、その家族、学校の教職員その他の関係者及び地域住民がいじめに関し、安心して相談を行うことができる体制の整備
- (4) 本市の職員の資質の向上を図るための研修の実施
- (5) 心理、福祉等に関する専門的知識を有する職員の市立学校への配置
- (6) 国、京都府その他の関係者及び市立学校以外の学校その他の本市以外の者が設置する育ち学ぶ施設（子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例第2条第

3号に規定する育ち学ぶ施設をいう。以下同じ。) 相互間の連携の強化その他必要な体制の整備

(7) 育ち学ぶ施設におけるいじめの防止等のための取組に関する情報の共有の促進

(8) その他いじめの防止等のために必要な施策

第3章 子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議

(関係者会議)

第12条 教育委員会は、いじめの防止等のための取組及び子どもの豊かな心と規範意識を育むための取組について、法第14条第1項に規定する機関及び団体との連携を図るため、同項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議を開催するものとする。

(秘密を守る義務)

第13条 前条の会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第4章 重大事態への対処

第14条 法第28条第1項の規定により学校の設置者が行う組織の設置及び調査は、教育委員会が行うものとする。

2 教育委員会又は市立学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果を遅滞なく市長に報告しなければならない。

第15条 市長は、法第30条第2項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた子ども及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

第5章 いじめ問題調査委員会

(調査委員会)

第16条 重大事態に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、京都市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(調査委員会の組織)

第17条 調査委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員及び専門委員)

第19条 調査委員会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱されるものとする。

(部会)

第20条 調査委員会は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(秘密を守る義務)

第21条 調査委員会の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第6章 いじめ問題再調査委員会

(再調査委員会)

第22条 市長は、法第30条第2項の規定による調査に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くことができる。

(準用)

第23条 第17条から第21条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第17条の見出し及び同条第1項中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第19条第1項中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第20条及び第21条中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「予防」を「未然防止」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、本市は、別に条例で定めるところにより、いじめ対策を講じなければならない。



子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、
愛し、慈^{いつく}しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを
大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、
京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、
子どもを見守り、褒^ほめ、時には叱^{しか}り、共に成長していくことが
求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、
命と健やかな育ちを脅^{おびや}かすものに対して、毅然^{きぜん}とした態度で
臨^{のぞ}む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、
学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆^{きずな}を結び、
共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 子どもが存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆^{きずな}を大切に
します。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げ
ます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを
優先します。

(平成19年2月5日制定)

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例

目次

第1章 総則(第1条～第9条)

第2章 憲章の実践に関する基本的方策(第10条～第20条)

第3章 憲章の実践に関する緊急の方策(第21条～第27条)

第4章 子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会(第28条～第30条)

第5章 条例の見直し(第31条)

第6章 雑則(第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもを共に育む京都市民憲章(平成19年2月5日京都市告示第355号。以下「憲章」という。)の実践に関し必要な事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもを健やかかつ心豊かに育む社会を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業、同法第6条の3各項に規定する事業その他子どもの育成を目的とする事業を行う施設及び同法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。

(保護者の責務)

第3条 保護者は、憲章にのっとり、子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかかつ心豊かに育み、子どもと共に成長していくよう努めなければならない。

(地域住民の責務)

第4条 地域住民は、憲章にのっとり、その地域に居住する子どもを見守り、その保護者を支え、及び子どもの健やかな成長のために保護者と連携協力を図ることができる地域社会を構築するよう努めなければならない。

(育ち学ぶ施設の設置者等の責務)

第5条 育ち学ぶ施設を設置し、又は管理する者(以下「育ち学ぶ施設の設置者等」という。)は、憲章にのっとり、育ち学ぶ施設が所在する地域において、遊び、学習、養育又は保育を通して子どもを健やかかつ心豊かに育む拠点としての役割を果たすよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、憲章にのっとり、子どもが健やかに成長するよう配慮して事業活動を行うとともに、子どもを健やかかつ心豊かに育む社会環境の整備に努めなければならない。

(本市の責務)

第7条 本市は、憲章にのっとり、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者と連携協力を図りながら、子どもを健やかかつ心豊かに育む社会環境の整備を推進しなければならない。

(関係者相互の協力)

第8条 保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等、事業者及び本市は、家庭、地域、育ち学ぶ施設、職場その他の社会のあらゆる場において、憲章の実践を推進するよう努めるとともに、憲章の実践に関し、相互に、その果たす役割を理解し、協力し、及び補完するよう努めなければならない。

(観光旅行者等の役割)

第9条 観光旅行者その他の滞在者(以下「観光旅行者等」という。)は、市民及び本市が行う憲章を実践するための取組に協力するものとする。

第2章 憲章の実践に関する基本的方策

(子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るための取組)

第10条 保護者、地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等は、遊び及び学習に資する文化体験活動、自然体験活動、社会体験活動その他の体験活動の機会を子どもに提供するよう努めなければならない。

2 事業者及び本市は、前項の規定による体験活動の機会の提供を支援するよう努めなければならない。

3 地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び本市は、子どもを健やかかつ心豊かに育むための取組を企画し、及び立案するときは、子どもがその企画及び立案に参画することができる機会を確保するよう努めなければならない。

4 本市は、市民と連携協力を図りながら、子どもの生命及び安全を脅かす問題の解決に向けた取組に努めなければならない。

(子どもから信頼され、模範となる行動に努めるための取組)

第11条 市民は、法令を遵守するとともに、京都市市民憲章その他の行動規範の実践に努めなければならない。

2 市民は、公の秩序又は善良の風俗を害する行為をしてはならない。

(子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるための取組)

第12条 地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者は、本市と連携協力を図りながら、保護者(保護者となる予定の者を含む。次項において同じ。)が子どもを監護する者として育ち、及び学ぶことができる機会(以下「親育ちの機会」という。)を提供するよう努めなければならない。

2 保護者は、親育ちの機会を積極的に利用するよう努めなければならない。

3 本市は、第1項の親育ちの機会を提供する取組のほか、広く市民が行う親育ちの機

会を提供する取組を支援するために必要な措置を講じなければならない。

(子どもが安らぎ育つ家庭の生活習慣と家族のきずなを大切にするための取組)

第 13 条 保護者は、子どもの発達段階に応じた規則正しい生活習慣の確立に努めるとともに、家族が家事その他の家庭生活に関わる事項を共同して行う家庭環境を形成するよう努めなければならない。

2 地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び本市は、前項の生活習慣の確立及び家庭環境の形成に関し、保護者を支援するよう努めなければならない。

(子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるための取組)

第 14 条 保護者及び地域住民は、相互に連携協力し、その地域において子どもを見守る取組を推進するよう努めなければならない。

2 育ち学ぶ施設の設置者等は、子ども、その保護者及び地域住民が相互に交流し、共に健やかに成長することができる機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者及び本市は、子どもを見守り、人と人とが支え合う地域のつながりを広げるために地域住民が相互に連携協力する活動を支援するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び本市は、相互に連携協力し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもを抱え、地域社会から孤立した生活環境にある家庭を支援するために必要な措置を講じなければならない。

(子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先するための取組)

第 15 条 市民及び観光旅行者等は、子どもを健やかかつ心豊かに育む自然環境の保全に配慮した生活様式に努めなければならない。

2 本市は、自然環境を生かした遊び及び市民相互の交流を図ることができる場の提供に努めなければならない。

3 事業者は、その従業員である保護者の仕事と生活の調和を図ることができるようにするため、勤務時間、休暇制度その他の労働環境の整備に努めなければならない。

4 本市は、保護者の仕事と生活の調和を図ることができるようにするため、保護者を使用する事業者に対し啓発を積極的に行うとともに、従業員である保護者の子育てを支援するために必要な施策を講じなければならない。

5 事業者は、子どもの健やかな成長を脅かす商品子どもに提供しないよう努めなければならない。

6 本市は、市民と連携協力を図りながら、子どもの健やかな成長を脅かす社会環境を改善するよう努めなければならない。

(憲章の日)

第 16 条 憲章の実践を推進する気運を醸成し、憲章に対する市民の関心と理解を深め、及び憲章の実践を推進するため、憲章の日を設ける。

2 憲章の日は、毎年 2 月 5 日とする。

(表彰)

第 17 条 市長は、憲章の実践の推進に関し、顕著な成果を収めた者及び功労があった

者を表彰するものとする。

(情報の提供)

第 18 条 本市は、憲章の普及及び啓発を図るため、地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者と連携協力を図りながら、印刷物の配布その他の方法により、憲章の実践に関する情報の提供を行うものとする。

(施策の実施体制の整備)

第 19 条 本市は、憲章の実践を推進する環境を整備するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(行動指針)

第 20 条 本市は、毎年度、この章及び次章に定める憲章の実践の方策に関する行動指針を定めるものとする。

2 本市は、前項の行動指針を定めるに当たっては、第 28 条に規定する推進協議会の意見を聴かななければならない。

第 3 章 憲章の実践に関する緊急の方策

(児童虐待対策)

第 21 条 本市は、児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。)の予防及び早期発見、児童虐待に対する迅速かつ適切な対応並びに児童虐待の再発の防止のために必要な施策(以下「児童虐待対策」という。)を講じなければならない。

2 地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等は、自らの果たす役割を理解し、本市の児童虐待対策に積極的に協力しなければならない。

(いじめ対策)

第 22 条 育ち学ぶ施設の設置者等は、いじめの予防及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応並びにいじめの再発の防止のために必要な措置(以下「いじめ対策」という。)を講じなければならない。

2 保護者及び地域住民は、育ち学ぶ施設の設置者等のいじめ対策に積極的に協力しなければならない。

(児童ポルノ対策)

第 23 条 本市は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第 7 条各項に規定する行為を防止するため、啓発その他の必要な措置(以下「児童ポルノ対策」という。)を講じなければならない。

2 保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者は、本市の児童ポルノ対策に積極的に協力しなければならない。

(薬物乱用対策)

第 24 条 本市は、子どもによる麻薬、大麻、覚せい剤その他の薬物の乱用を防止するため、啓発その他の必要な措置(以下「子どもの薬物乱用対策」という。)を講じなければならない。

2 保護者、地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等は、本市の子どもの薬物乱用対策に

積極的に協力しなければならない。

(性感染症対策)

第 25 条 本市は、子どもの性行為感染症を予防するため、啓発その他の必要な措置(以下「子どもの性感染症対策」という。)を講じなければならない。

2 保護者、地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等は、本市の子どもの性感染症対策に積極的に協力しなければならない。

(インターネットの不適切利用対策)

第 26 条 保護者は、携帯電話端末その他のインターネットを利用することができる通信端末機器(以下「携帯電話等」という。)からのインターネットへの接続により、子どもがその健全な成長を阻害する情報を閲覧し、又は第三者に提供しないよう、子どもの携帯電話等の利用の必要性について検討しなければならない。

2 保護者は、子どもに携帯電話等を利用させるときは、事業者から、フィルタリングサービス(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第 2 条第 10 項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。)で、子どもの発達段階及びインターネットを適切に活用する能力の程度に応じたものの提供を受けるとともに、子どもとの間において、インターネットの利用に関する取決めをするよう努めなければならない。

3 青少年インターネット環境整備法第 2 条第 6 項に規定するインターネット接続役務提供事業者及び同条第 8 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者並びに本市は、地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等と連携協力を図りながら、子どもにインターネットを適切に利用させるための保護者の取組が円滑に実施されるよう必要な措置を講じなければならない。

(電子・映像メディア依存対策)

第 27 条 保護者は、電子・映像メディア(インターネットその他の高度情報通信ネットワーク、テレビジョン放送又は映画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたものに係る情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に対して、子どもが過度に依存しないよう良好な家庭環境を形成するよう努めなければならない。

2 本市は、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者と連携協力を図りながら、次に掲げる事項について調査研究に努め、その成果に基づき、当該事項に関し必要な措置を講じなければならない。

(1) 子どもによる電子・映像メディアの適切な利用の在り方

(2) 子どもの電子・映像メディアに対する過度な依存を低減するための対策

(3) 電子・映像メディアを通じて取得する情報を子どもが正しく理解する能力の習得を促進するための施策

第4章 子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 (推進協議会)

第28条 憲章の実践の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会(以下「推進協議会」という。)を置く。

(推進協議会の組織)

第29条 推進協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第30条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第5章 条例の見直し

第31条 本市は、この条例の目的を達成するため、この条例の施行後3年以内を目途として、その施行の状況、子どもを取り巻く環境の変化並びに子どもの生命及び安全並びに健やかかつ心豊かな成長を脅かす事態の状況を勘案して必要があると認めるときは、その見直しを行い、規制その他の措置を講じるものとする。

2 本市は、前項の措置を講じようとするときは、推進協議会の意見を聴くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第20条第2項及び第4章並びに第31条第2項(推進協議会に関する部分に限る。)の規定は、市規則で定める日から施行する。

(平成23年6月23日規則第16号で平成23年6月24日から施行)

附 則(平成24年3月30日条例第55号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

8.18宣言

京都市では、子どもの問題行動や少年非行を防止するため、家庭、地域及び関係機関とも連携し、子どもの「規範意識」を育むための取組を推進しています。

こうした中、子どもが、学校のきまりや社会のルールを守り、主体的に判断・行動することができるよう、平成23年8月18日に全市の中学校の生徒会代表が一堂に会する「京都市中学校生徒会議」を開催し、各中学校の生徒会へ、また、ALL KYOTO(大人社会)へ、下記の宣言を発信しました。

京都市中学校生徒会議宣言

中学校生徒会への発信

- 1** 挨拶は、自ら進んで声を出します。
「おはようございます」「こんにちは」「お願いします」「ありがとうございます」「失礼します」「さようなら」は、人と人とがつながる最初の一歩です。
- 2** 学校のルールを大切にします。
今あるルールはきちんと守ります。
ルールを見直すときは、みんなでしっかり話し合って解決します。
- 3** 環境美化には、主体的に取り組めます。
自分たちの身の回りは、いつもきれいにします。
その輪を広げるために、率先して清掃活動を行います。
- 4** 自然やモノに対して、愛情を持ちます。
命は人間だけにあるものではありません。自然も生きています。
モノも様々な人たちの働きによって作られているのです。
- 5** 友だちには、思いやりを持って接します。
長所も短所もわかり合えてこそ友情が深まります。
人は一人では生きていけません。喜びも悲しみも分かち合える関係をつくれます。
- 6** 楽しい学級になるように協力します。
一人一人が大切にされる、いじめのないクラスをつくれます。
間違えたことは注意し合える規律のあるクラスをつくれます。
- 7** 全校生徒が誇れる学校を目指します。
生徒会目標が達成できるよう、全校生徒が一致団結して活動します。
将来の夢や希望が叶えられるよう、学習やボランティア活動や部活動に励みます。
- 8** 地域には積極的に関わります。
地域行事・区民運動会・ボランティア活動や募金活動を通して社会とつながります。
そして、私たちが大人になったときは、もっともっと参加しやすい地域にします。

平成23年8月18日

ALL KYOTO(大人社会)への発信

わたしたち京都市中学校生徒会議は、
「京都市モラル」をテーマに、今日8月18日、
京都市の **8** つの支部が **1** つに集まって、
大人社会への **8** つのメッセージを
発信します。

- き** 希望あふれる未来を創っていきましょう
よ よりよい環境づくりに励んでいきましょう
う 嘘・偽りのない社会を創っていきましょう
と 時を守り、場をわきまえ、人に礼をつくしましょう
し 人権の大切さを知り、伝えていきましょう
も 模範となる大人になりましょう
ら LIFE(命)に感謝する気持ちを持ちましょう
る ルールを人が守り、ルールに人が守られる社会を創っていきましょう

以上、8・18京都市モラルとして、ここに発信します。

平成23年8月18日

発行：京都市教育委員会生徒指導課



京都市中学校生徒会 サミット宣言 (8.29宣言)

平成24年8月29日、京都市教育相談総合センターで全市立中学校の各支部の代表生徒17名による「京都市中学校生徒会サミット」を開催しました。「いじめ」や「命の大切さ」について、大人15名（教育長やPTA・市民団体・警察・校長会・教育委員会の代表等で構成する「京都市子どもの規範意識を育むプロジェクトチーム」のメンバー）とも協議を行い、昨年度の「京都市中学校生徒会会議」で先輩たちが発信した8項目の宣言に「いじめ」「命の大切さ」に関する新たな1項目を加えた9項目を「京都市中学校生徒会サミット宣言（8.29宣言）」として力強く発信しました。

※ 開催日にちなみ、**8**つの支部が**2**回目となる、**9**つのメッセージを発信

- 1** 挨拶は、自ら進んで声を出します。
「おはようございます」「こんにちは」「お願いします」「ありがとうございました」「失礼します」「さようなら」は、人と人とがつながる最初の一步です。
- 2** 学校のルールを大切にします。
今あるルールはきちんと守ります。
ルールを見直すときは、みんなでしっかり話し合って解決します。
- 3** 環境美化には、主体的に取り組みます。
自分たちの身の回りは、いつもきれいにします。
その輪を広げるために、率先して清掃活動を行います。
- 4** 自然やモノに対して、愛情を持ちます。
命は人間だけにあるものではありません。自然も生きています。
モノも様々な人たちの働きによって作られているのです。
- 5** 友だちには、思いやりを持って接します。
長所も短所もわかり合えてこそ友情が深まります。
人は一人では生きていけません。喜びも悲しみも分かち合える関係をつくります。
- 6** 楽しい学級になるように協力します。
一人一人が大切にされる、いじめのないクラスをつくります。
間違えたことは注意し合える規律のあるクラスをつくります。

- 7** 全校生徒が誇れる学校を目指します。
生徒会目標が達成できるよう、全校生徒が一致団結して活動します。
将来の夢や希望が叶えられるよう、学習やボランティア活動や部活動に励みます。
- 8** 地域には積極的に関わります。
地域行事・区民運動会・ボランティア活動や募金活動を通して社会とつながります。
そして、私たちが大人になったときは、もっともっと参加しやすい地域にします。



昨年度、「京都市中学校生徒会会議」で先輩たちが発信した上記の8項目に、新たに次の1項目を加え、発信します。

- 9** いじめは、しない! させない! 許されない!
～かけがえのない命が世界で一番大切!～

平成24年8月29日

発行：京都市教育委員会生徒指導課



京都市中学校生徒会スローガン

見直す・実行する・継続する ～自分が行動しないで誰がする！～

平成25年度「京都市中学校生徒会サミット」では、平成24年度のサミットで先輩たちが発信した「京都市中学校生徒会サミット宣言」を全市の生徒会に更に浸透させ、具体的な取組に繋げるためのスローガンを発信しました。

【参考】京都市中学校生徒会サミット宣言（平成24年8月29日に発信）

- 1 挨拶は、自ら進んで声を出します。**
「おはようございます」「こんにちは」「お願いします」「ありがとうございました」「失礼します」「さようなら」は、人と人とがつながる最初の一步です。
- 2 学校のルールを大切にします。**
今あるルールはきちんと守ります。
ルールを見直すときは、みんなでしっかり話し合っ解決します。
- 3 環境美化には、主体的に取り組みます。**
自分たちの身の回りは、いつもきれいにします。
その輪を広げるために、率先して清掃活動を行います。
- 4 自然やモノに対して、愛情を持ちます。**
命は人間だけにあるものではありません。自然も生きています。
モノも様々な人たちの働きによって作られているのです。
- 5 友だちには、思いやりを持って接します。**
長所も短所もわかり合えてこそ友情が深まります。
人は一人では生きていけません。喜びも悲しみも分かち合える関係をつくります。
- 6 楽しい学級になるように協力します。**
一人一人が大切にされる、いじめのないクラスをつくります。
間違っことは注意し合える規律のあるクラスをつくります。
- 7 全校生徒が誇れる学校を目指します。**
生徒会目標が達成できるよう、全校生徒が一致団結して活動します。
将来の夢や希望が叶えられるよう、学習やボランティア活動や部活動に励みます。
- 8 地域には積極的に関わります。**
地域行事・区民運動会・ボランティア活動や募金活動を通して社会とつながります。
そして、私たちが大人になったときは、もっともっと参加しやすい地域にします。
- 9 いじめは、しない！
させない！ 許されない！
～かけがえのない命が
世界で一番大切！～**

※ 上記の1～8の項目は、平成23年度に発信された「京都市中学校生徒会議宣言」

※ 平成24年度に、前年度の宣言に9番目の項目を新たに加え、「京都市中学校生徒会サミット宣言」として発信。

発行：京都市教育委員会生徒指導課



京都市中学校生徒会議

平成26年
8月22日
決議

- ① 積極的に工夫して「あいさつ運動」に取り組もう！
- ② 学校のルールを、生徒会で見直し、守る意義を知って取組をしよう！
- ③ 自校を深く知り、特色を生かした取組を通じて誇りを持とう！

平成26年度「京都市中学校生徒会議」では、全校生徒が誇りを持てる学校を目指し、「あいさつあふれる学校づくり」、「ルールを大切に作る学校づくり」のために、「京都市中学校全体で具体的に起こす行動とは何か」について3項目を決議しました。

京都市会議場で開催



【参考】 京都市中学校生徒会サミット宣言

1. 挨拶は、自ら進んで声を出します。
「おはようございます」「こんにちは」「お願いします」「ありがとうございました」「失礼します」「さようなら」は、人と人とがつながる最初の一步です。
2. 学校のルールを大切にします。
今あるルールはきちんと守ります。
ルールを見直すときは、みんなでしっかり話し合って解決します。
3. 環境美化には、主体的に取り組めます。
自分たちの身の回りは、いつもきれいにします。
その輪を広げるために、率先して清掃活動を行います。
4. 自然やモノに対して、愛情を持ちます。
命は人間だけにあるのではありません。自然も生きています。
モノも様々な人たちの働きによって作られているのです。
5. 友だちには、思いやりを持って接します。
長所も短所もわかり合えてこそ友情が深まります。人は一人では生きていけません。喜びも悲しみも分かち合える関係をつくります。

6. 楽しい学級になるように協力します。
一人一人が大切にされる、いじめのないクラスをつくれます。
間違ったことは注意し合える規律のあるクラスをつくれます。
7. 全校生徒が誇れる学校を目指します。
生徒会目標が達成できるよう、全校生徒が一致団結して活動します。
将来の夢や希望が叶えられるよう、学習やボランティア活動や部活動に励みます。
8. 地域には積極的に関わります。
地域行事・区民運動会・ボランティア活動や募金活動を通して社会とつながります。
そして、私たちが大人になったときは、もっともっと参加しやすい地域にします。
9. いじめは、しない！ させない！ 許されない！
～ガけgaeのない命が世界で一番大切！～

生徒会スローガン

「見直す・実行する・継続する～自分が行動しないで誰がする！～」

※ 平成23年度に上記1～8項目の「京都市中学校生徒会議宣言」、平成24年度に9項目を加え「京都市中学校生徒会サミット宣言」を発信
※ 平成25年度は、「京都市中学校生徒会サミットスローガン」を発信

発行：京都市教育委員会生徒指導課



子どものいじめに関する学校以外の主な相談先

団体等	呼称	連絡先	相談できる日時	備考
京都市	いじめ相談24時間 ホットライン	075-351-7834 さあこい なやみよ	年中無休・24時間対応	子どものいじめに関する悩みの 専用電話です。
	いじめ問題 サポートライン	075-213-3522	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始は休み)	子ども・保護者・市民からのい じめについての情報・要望など を受け付けています。
	こども専用 ハートライン ※	075-213-1100	10:00～20:30 (土・日、第2・4水は16:30まで) (祝日・年末年始は休み)	悩みごと、困りごとなど、子ども 専用の相談電話です。
	いじめ メール相談	ijime-soudan-mail @edu.city.kyoto.jp	年中無休・24時間受付 (メール相談の受付から返信まで 3日程度(土・日・祝・年末年始を 除く)を要する)	子どものいじめに関する悩みの メール相談窓口です。
	ネット・トラブル 情報デスク	http://www.educity.kyoto.jp/net-trouble.html	年中無休・24時間受付	ネット上での京都市内の子ども にかかわるトラブル情報を電子 メールで受け付けています(個 別の返信は行いません)。
	京都市児童相談所 (南区及び伏見区以外 にお住まいの方) 京都市第二児童相談 所(南区及び伏見区に お住まいの方)	075-801-2929 ----- 075-612-2727	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始は休み)	子どもの養護、虐待、非行、育 成などの相談に応じます。
京都府	ふれあい・すこやか テレフォン	・075-612-3268 または 3301 ・0773-43-0390	年中無休・24時間対応	いじめられる、友達のこと で悩んでいるなどの相談を受け 付けています。
	メール教育相談	メール教育相談 京都 で検索してください。 あるいは、備考欄のQR コードをご利用ください。	年中無休・24時間受付 (相談への返信には、5日程度(土 祝日・年末年始を除く)を要する)	
警察京都本部	ヤングテレホン	075-551-7500	年中無休・24時間対応	少年や保護者の方などを対象 に、非行・いじめ・不登校・虐 待・友達のこと・学校のこと・家 族のことなどを受け付けていま す。
	メール相談	PC http://www.pref.kyoto.jp/fukei/ 携帯(備考欄参照) http://www.kyotofukei-syonen.jp/i	年中無休・24時間受付 (回答は電話もしくはメールで行 うが、メール相談の受付から3日 程度を要する。)	
京都府人権擁護 委員会・京都府 地方自治法務局	子どもの 人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)	いじめをはじめとする、子ども の人権に関わる相談を受け付け ます。
京都弁護士会	子どもの 権利110番	075-231-2378	毎週金曜日 15:00～16:30 (祝日・年末年始は休み)	いじめ・虐待・親子関係・学校 問題・少年事件など子どもの権 利に関する相談を受け付けま す。
京都府PTA連 絡協議会等	親と子のこころの電話	075-801-1177	月・水・木・金・土 10:00～16:30 (火(祝日の場合は翌日も)・日・ 祝日・年末年始は休み)	育児のこと・しつけのこと・子ど もの教育など悩みを抱える方 は、誰でもお気軽にお電話くだ さい。秘密は固く守られます。
京都市女性連 合会等	ぬく 温もりの電話	075-212-0300	月～金 10:00～15:00 (8月中旬・祝日・年末年始は休 み)	どんなことでも気軽に話せる相 談電話です(温もりの心でとな りのおばちゃんがお聴きしま す)。
社会福祉法人 京都いのちの 電話	京都いのちの電話	075-864-4343	年中無休・24時間対応	いじめなど、さまざまな悩み のご相談を24時間受け付けて います。

※ 「こども専用ハートライン」のみ、子どもが相談対象(その他は子ども、保護者等)。

京都市いじめの防止等取組指針

京都市教育委員会指導部生徒指導課

〒604-8184 京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町 706-3

TEL : 075-213-5622 FAX 075-213-5237